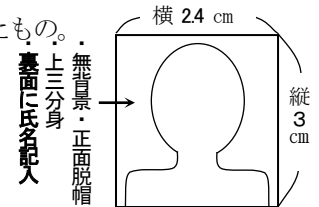


高所作業車運転技能講習

この講習は、岩手労働局長登録機関（登録番号26-3）として、労働安全衛生法に基づいて実施するものです。作業床高さ10m以上の高所作業車の運転作業に就くときは、技能講習修了証を有する者でなければ就業できないことになっております。この講習を受講し、学科及び実技試験に合格した方に『修了証』を交付いたします。（後日交付）つきましては、資格取得に必要な技能講習を下記日程により開催いたしますのでご案内申し上げます。

- 日 時**
学科 平成30年11月13日（火）7:45～18:10（受付7:30 刈エーション7:45）
実技 1回目 平成30年11月14日（水）7:45～17:00（集合7:45）（20名）
 2回目 平成30年11月15日（木）7:45～17:00（集合7:45）（20名）
 *実技は申込順に2回に分けて実施します。*受講者が少ない時は1回目のみの実施となります。
- 会 場**
学科 気仙教育会館（大船渡市盛町字東町14-2）◎駐車場あり *玄関前には駐車しないでください。（複数名でお申込みの場合はできるだけ乗り合わせでお願いいたします。）
実技 榊阿部長商店大船渡食品（大船渡市大船渡町字欠の南向）◎駐車場あり
- 受講資格** 道交法による免許（普通・準中型・中型・大型・大型特殊）を所持する方。
- 修了試験** 学科・実技講習科目について修了試験を行います。
- 受講料等**
【全科目受講者】 36,410円（消費税8%込）（受講料 34,560円 テキスト代 1,850円）
【一部免除者】 33,170円（消費税8%込）（受講料 31,320円 テキスト代 1,850円）
- 一部免除** 次の方は、申請により講習の一部が免除されます。
免除科目 移動式クレーン運転士免許又は小型移動式クレーン運転技能講習を修了したもの。
 学科→運転に必要な一般的事項に関する知識
- 申込締切日** 11月5日（月）ただし先着40名に達し次第締切らせていただきます。
 締切日までに受講料のお支払いがない場合、申込みが取消されることがありますのでご注意ください。
- 申込方法** 裏面の「受講申込書」に自動車運転免許証のコピーを貼付し、受講料・テキスト代・写真1枚（右図参照。鮮明なもの）を添えてお申し込みください。
 （受講申込書FAX可。自動車運転免許証のコピー、写真は郵送願います。）
 また、一部免除申請のある方は、該当する免許証、修了証のコピー（顔写真が確認できるもの）を貼付願います。ただし、技能講習修了証明書（通称まとまるくん）は不可。
 （免許証、修了証のコピーは郵送願います。）
 ※銀行送金の場合は、締切日までに下記口座へお振込みください。お振込み手数料はご負担願います。



岩手銀行大船渡支店（普）0318834 （公財）岩手労働基準協会大船渡支部

- 申込先** (公財)岩手労働基準協会大船渡支部 電話 0192-47-3882 FAX 0192-47-3887
 〒022-0003 大船渡市盛町字中道下2-25 大船渡商工会議所 別棟2階
- キャンセルの取扱** 11月6日（火）以降の申込取消及び欠席については、受講料のお返しはできません。
- カリキュラム**

1日目(学科)	2日目(実技)
7:45～8:00 刈エーション	7:45～14:45 作業のための装置の操作(6h)
8:00～13:55 作業に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識(5h) (休憩10:00～10:05、昼食12:00～12:50、休憩13:55～14:00)	基本操作 定められた方法による作業床の昇降等 (休憩9:45～9:55、昼食12:00～12:50、休憩14:45～14:55)
14:00～16:00 運転に必要な一般的事項に関する知識(2h) (休憩16:00～16:05)	14:55～17:00 実技試験 ※終了時間は試験の状況により前後します。
16:05～17:05 関係法令(1h) (休憩17:05～17:10)	
17:10～18:10 学科試験	

※集合時間は厳守してください。遅刻、早退、欠課の場合は受講修了と認められませんのでご注意ください。

- その他**
 - 受講料は後日郵送いたします。講習日の3日前までに届かない時は当支部へご連絡ください。
 - 受講者全員、自動車運転免許証と一部免除受講者は該当する免許証、修了証を原本確認のため受講日に必ずご持参ください。
 - 筆記用具を必ずご持参ください。（試験時は、鉛筆・消しゴム使用）
 - 学科修了後の実技日程を次回へ繰越等の変更は出来ませんので充分ご留意ください。
 - 実技講習にはヘルメット（貸出あり）、保護手袋、安全靴等服装を整えてください。
 - 昼食をご持参ください。
 - 当協会では、受講者を対象とした「賠償責任保険」に加入しています。
 - 雇用調整助成金受給事業所は、教育訓練の対象になることがあります。



高所作業車運転技能講習 受講申込書

No. _____

※実技受講日は原則申込書提出順となります。

※協会使用欄

学科 平成30年11月13日(火)
実技 1回目:平成30年11月14日(水)
 2回目:平成30年11月15日(木)

実施管理者	原本確認	免除要件確認

ふりがな		生年月日	昭和	年	月	日
氏名			平成			
現住所	(番地まで詳しくご記入ください) 〒 ー	TEL () () () 緊急用携帯電話 () () ()				

(※個人受講者は、記入の必要はありません。)

勤務地	所在地	〒 ー	TEL () () ()	
	事業場名 代表者名			担当者名 内線 ()
※該当箇所にお印をお付けください。	(公財)岩手労働基準協会会員の有無	会 員	非会員	受講料振込予定日
	受講票送付希望先	勤務先	自宅	月 日

平成 年 月 日

受講者名 (本人自署) _____

公益財団法人 岩手労働基準協会会長 殿

自動車運転免許証 貼付欄 (自動車運転免許証は写しを貼付し、原本確認のため受講日に必ず持参してください。)	
< 表面 貼付欄 > ※ <u>有効期限・写真が確認できるようにコピーしてください。</u> ※ <u>氏名が申込書と異なる場合や有効期限が切れる場合は無効となりますので、講習会前までに更新・書替してください。</u>	< 裏面 貼付欄 > ※ 裏面は記載事項のある方のみ貼付してください。

【 受講一部免除申請書 】

運転士免許証・技能講習修了証貼付欄 (裏面にも記載がある場合は、忘れずに貼付してください。)
※一部免除 次の方は、申請により講習の一部が免除されます。 移動式クレーン運転士免許または小型移動式クレーン運転技能講習を修了したもの。 ※受講一部免除申請者は、該当する運転士免許、技能講習修了証の写し(顔がはっきり確認できるもの)を申込書に貼付し、 原本確認のため受講当日に必ずご持参ください。ただし、技能講習修了証明書(通称まとまるくん)は不可。 ※氏名が申込書と異なる場合は無効となりますので、講習会前までに書替し提出してください。

〈記入に際しての注意事項〉

- 1)氏名(ふりがな)、生年月日、現住所欄には、誤りのないよう、はっきりと丁寧にご記入ください。(鉛筆書き不可)
- 2)忘れずに**担当者名**をご記入ください。

※申込書に記入された個人情報につきましては、当協会が責任を持って管理し、修了証の発行・受講に必要な事項の確認や連絡及びお客様にとって有益と思われる情報の提供等の目的以外で使用することはありません。